

第2節 照会

○照会センターの設置に関する訓令

(平成15.1.27
鹿児島県警察本部訓令2)

改正 前略…平成26.3訓令6

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察の組織に関する訓令(昭和52年鹿児島県警察本部訓令第2号)第14条第2項の規定に基づき、照会センターの組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 照会センターにおいては、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 警察庁情報管理システムによる個人照会、車両照会及び盗品等照会その他警察が保有する情報の照会に関すること。
- (2) その他情報管理課長が命ずる事項に関すること。

(照会センター長)

第3条 照会センターに照会センター長を置く。

- 2 照会センター長には、警視若しくは警部の階級にある警察官又はこれに相当する事務職員若しくは技術職員をもって充て、警察本部長が任命する。
- 3 照会センター長は、命を受け、照会センターの事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

本条…一部改正(平成19.3訓令12)

(係)

第4条 照会センターに、その所掌事務を処理するため、照会係を置く。

(課長補佐等)

第5条 照会センターに、課長補佐、統括係長その他所要の警察職員を置くことができる。

本条…一部改正(平成26.3訓令6)

附 則

第2編 警務 照会センターの設置に関する訓令

この訓令は、平成15年2月10日から施行する。

附 則 (平成19.3.28訓令12)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26.3.12訓令6)

この訓令は、平成26年3月12日から施行し、平成26年3月24日から適用する。